

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第2部門第4区分
【発行日】令和6年8月19日(2024.8.19)

【国際公開番号】WO2023/120093
【出願番号】特願2023-569238(P2023-569238)
【国際特許分類】
B 4 1 J 2/335(2006.01)
【FI】
B 4 1 J 2/335 1 0 1 J

10

【手続補正書】
【提出日】令和6年6月5日(2024.6.5)

【手続補正1】
【補正対象書類名】特許請求の範囲
【補正対象項目名】全文
【補正方法】変更
【補正の内容】
【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

基板と、
該基板の上に位置する蓄熱層と、
該蓄熱層の上に位置する発熱部と、
を備え、
記録媒体の搬送方向を第1方向とし、該第1方向と反対の方向を第2方向とすると、前記蓄熱層において、前記発熱部の前記第2方向側の端部の下に位置する部分の厚さが、前記発熱部の前記第1方向側の端部の下に位置する部分の厚さよりも厚い
サーマルヘッド。

【請求項2】

30

前記蓄熱層は、
前記発熱部の前記第2方向側の端部と前記基板との間、および前記発熱部の前記第1方向側の端部と前記基板との間に位置する第1蓄熱層と、
前記第1蓄熱層よりも熱伝導率が小さく、前記発熱部の前記第2方向側の端部と前記基板との間に位置する第2蓄熱層と、を有する
請求項1に記載のサーマルヘッド。

【請求項3】

前記第2蓄熱層は、前記基板と前記第1蓄熱層との間に位置する
請求項2に記載のサーマルヘッド。

【請求項4】

前記第2蓄熱層は、前記第1蓄熱層と前記発熱部との間に位置する
請求項2に記載のサーマルヘッド。

40

【請求項5】

前記蓄熱層および前記発熱部は、前記基板の複数の面に渡って位置し、
前記発熱部の前記第2方向側の端部に向かい合う前記基板の面と前記記録媒体の印刷面との成す角度は、前記発熱部の前記第1方向側の端部に向かい合う前記基板の面と前記記録媒体の印刷面との成す角度よりも小さい
請求項1に記載のサーマルヘッド。

【請求項6】

前記蓄熱層において、前記基板の複数の面の間の稜の上に位置する部分の厚さは、前記発熱部の前記第2方向側の端部の下に位置する部分の厚さおよび前記発熱部の前記第1方

50

向側の端部の下に位置する部分の厚さよりも厚い

請求項 5 に記載のサーマルヘッド。

【請求項 7】

前記蓄熱層は、前記発熱部の前記第 2 方向側の端部の下に位置する部分と、前記発熱部の前記第 1 方向側の端部の下に位置する部分との間に段差部を有し、

前記段差部では、前記蓄熱層の厚さが曲面に沿って変化する

請求項 1 ~ 6 のいずれか一つに記載のサーマルヘッド。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 6 のいずれか一つに記載のサーマルヘッドと、

前記発熱部の上に前記記録媒体を搬送する搬送機構と、

前記発熱部の上に前記記録媒体を押圧するプラテンローラと、
を備えるサーマルプリンタ。

10

【請求項 9】

請求項 7 に記載のサーマルヘッドと、

前記発熱部の上に前記記録媒体を搬送する搬送機構と、

前記発熱部の上に前記記録媒体を押圧するプラテンローラと、
を備えるサーマルプリンタ。

20

30

40

50